

| | |
|--------|---|
| 若江俊二局長 | 御起立願います。礼。御着席ください。 |
| 渡部泰明会長 | <p>皆様、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から、第177回総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、生石地区の秀野委員、和気地区の小笠原委員のお二人にお願いします。</p> <p>なお、本日は議案審議の中で地元委員から補足説明を願うため、久枝地区の渡部孝志推進委員に出席して頂いております。よろしくお願いします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第12号まで、12件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 渡部純三主幹 | <p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により転用するものでございます。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>2番、本件は残存小作でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により転用するものでございます。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 藤久壽基次長 | <p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年10月26日～11月22日までに専決処理した案件は8件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら8件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地5件2,663平米、商工業用地3件1,638平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>藤久 壽基 次長</p> | <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年10月26日～11月22日までに専決処理した案件は24件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら24件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地13件7,649平米、商工業用地9件5,035平米、公的用地2件41平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題とい</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>渡部 純三 主幹</p> | <p>たします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償を支払うとしております。</p> <p>2番、3番は、賃貸人が同一人のため、併せて御説明いたします。本件は残存小作でございます。2件とも賃借人が、申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |

まず先に御報告でございますが、先月、小野地区の本人保留でありました案件につきましては、取り下げ願いの提出がございましたので、取り下げ処理をしております。

では、お手元に審査基準1号～7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。

1番、譲受人の自作地の一部が宅地化していると、取り下げ願いが提出され、許可基準の全部耕作要件に該当しないため、取り下げ願いを受理しております。

2番、譲受人は、農地約11アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。なお、本案件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、譲受人は、農地約31アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は、農地約57アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、10番は譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約10アールを耕作する農業者でございます。この度、6番の申請地を借り受け、10番の賃借している申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものであります。なお、本案件は、取得後、30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

7番、8番、9番は譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約185アールを耕作する農業者でございます。この度、父

| | |
|----------|--|
| | <p>親より使用貸借している申請地の贈与を受け、益々、農業に精進するとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>まず、2番は所在地、住所地共に、小野地区でありますので家久委員からお願いします。</p> |
| 家久 英雄 委員 | <p>はい、それでは説明させていただきます。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は農地約11アールを耕作する農業者であります。今般、本申請地を取得し経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。また、近隣農家との協調を図りながら、耕作することによって、農業に対する意欲も見受けられることから地元としては了承しました。なお、本会議での御審議をお願いします。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、4番であります。新規農業の案件であります。まず、所在地が興居島地区であります。青井委員が欠席になりましたので、事務局からお願いします。</p> |
| 渡部 純三 主幹 | <p>はい、本日、青井委員が農作業のため、御欠席というふうな連絡が入っております。それに伴い事務局の方で地元説明をお願いしますという一報がありましたので、事務局より地元説明をさせていただきます。</p> <p>譲受人は、現在、栗井地区にお住まいでございます。今般、興居島地区の農地を</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>借り受け、新規に農業を考えておられます。農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら真剣に農業に取り組む姿勢も見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく申し上げますとのことでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>同じく、住所地が栗井地区ですので、梶野委員からお願いします。</p> |
| 梶野 宰 委員 | <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、興居島地区からも説明がありましたとおり、栗井地区としても了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしく願いいたします</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、6番と10番は併用案件です。先ず、6番の所在地が久枝地区ですので、渡部孝志推進委員からお願いします。</p> |
| 渡部孝志推進委員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、貸人は、高齢のため、耕作が困難となり、借人が農地を借り受け、農業をすることになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>所在地の委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、水稻の栽培を行うとの申出であり、地域の取り決めに従い、病虫害の防除、並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく願いいたします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、10番の所在地が難波地区であります。また6番、10番の住所地が難波地区ですので併せて河野地区の中川委員からお願いします。</p> |
| 中川均委員 | <p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人は、難波地区にお住まいで、約10アールを耕作する農業者でございます。この度、6番の農地を使用貸借により借り受け、また、10番の農地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとして申請されました。農業経験も充分あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、総会での御審議をよろしくお願いいたします</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に7番、8番、9番は、何れも併用案件であります。まず、所在地が久枝地区ですので、渡部孝志推進委員からお願いします。</p> |
| 渡部孝志推進委員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましてとおり、貸人は、高齢及び遠隔地のため、耕作が困難となり、借人が農地を借り受け、新規に農業をすることになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>所在地の委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、新たに、タマネギ、アボカド、ニンニクの栽培を行うとの申出であり、地域の取り決めに従い、病虫害の防除、並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、住所地が正岡地区ですので、河野地区の中川委員からお願いします。</p> |
| 中川 均 委員 | <p>先ほど事務局や渡部委員から説明がありましたとおり、貸人は、高齢及び遠隔地のため、耕作が困難となり、借人が久枝地区農地を借り受け、新たに農業をすることになり、本申請に及んだものであります。地元農業委員として、農業に対する労働力等を確認したところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元として、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。只今、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から補足説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、市内太山寺町に居住しておりますが、近隣住民からの駐車場として借り受けたいとの要望により、この度、本申請地を7台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第6号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分でありますので、直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、運送業、土木工事業を主な業務とする法人でございますが、業務拡大により、現在所有している駐車場が手狭になったことから、今回売却し、新たに、本申請地を取得し、重機、トラック、作業リフト等の露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> |

2番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、土木建設業を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している駐車場、資材置場が地主の都合で返還しなければならなくなったことから、この度、本申請地を取得し、各種土木資材、トラック、リフト等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

4番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を母親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、市役所和気支所から概ね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は夫婦で、現在、両親と同居し、農地約30アールを耕作する農業者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を祖父より借受け、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、市役所堀江支所から概ね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約156アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を祖父より借り受け、農家住宅、農業用倉庫を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、JR粟井駅から概ね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。
以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。次に地元委員から補足説明をお願いしま

| | |
|--------|--|
| 池田友邦委員 | <p>す。まず、1番と3番は、所在地が久谷地区ですので、池田委員からお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、1番と3番の譲受人は、2社とも久谷地区にて土木工事業を営む株式会社でございます。</p> <p>1番は、業務拡大に伴い既存の駐車場が手狭になり、業務に支障をきたしており、既存の施設を売却し、新たに申請地を取得し、露天駐車場を確保したいと申請に及んだものでございます。</p> <p>3番は、現在、借地している既存の施設を地主より、返還を求められたため、会社に隣接する申請地を取得し、露天資材置場、及び駐車場に利用したいと申請に及んだものでございます。</p> <p>2件とも、周辺農地に影響が出ないよう、被害防除もするとのことでしたので、地元としては、了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から補足説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分でありますので、直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>片山剛主査</p> | <p>次に議案第8号、「平成30年度第9号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件8件の内、賃借権の設定は1件、使用賃借権の設定は4件、所有権の移転は3件で、設定総面積は、1万2,758平米です。その内訳は、新規2筆、更新が4筆、売買が3筆となっています。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。</p> <p>また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>番号1の譲受人は、約35アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号2の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。</p> <p>15ページの番号6と番号7の譲受人は、約343アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号8の譲受人は、約766アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成30年12月14日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
|--------------|---|

| | |
|----------|---|
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 8 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 9 号、「農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 片山 剛 主査 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第 8 号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。議案第 9 号では、この利用権設定した農地を農地中間管理機構が平成 29 年度から実施している由良地区の地域集積のため農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>以上のとおり、意見を求められた農地は、1 筆、総面積は、2,723 平米で、設定する権利は、使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は、平成 31 年 3 月 1 日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 片山剛主査 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | はい、ありがとうございました。 |

| | |
|-----------------|---|
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>ただ今、議案第 10 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 11 号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>片山 剛 主査</p> | <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20 年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>番号 1 の農地につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>以上の農地は地区の委員に確認してもらっています。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 11 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 12 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>渡部 純三 主幹</p> | <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 30 年 10 月 26 日から 11 月 22 日までに専決処理した案件は 24 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 24 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 12 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>渡部 泰明 会長</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案 12 件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>ここで事務局から先に事務連絡等がございますので、事務局よろしく申し上げます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>藤久壽基次長</p> | <p>私から1件報告事項がございます。</p> <p>以前8月10日の総会で報告しました、北梅本町の産業廃棄物の最終処分場として一時転用許可を取った土地の地目変更申請に基づく、法務局から松山市農業委員会への照会に対して、現実には水田及び普通畑として耕作されている土地は農地として確認し、それ以外は非農地として確認し、愛媛県においては、原状回復命令を出さないという結論になり、以上のことを法務局へ報告したことを報告しましたが、当該地は、10月10日に登記簿謄本により確認したところ、非農地と報告した土地については、すべて雑種地へと地目変更されていました。</p> <p>また、前回取り下げとなっていた一部土地の再申請及び隣接する同形態の新たな土地に対する地目変更申請に基づき、11月1日及び11月6日付で、再び法務局から松山市農業委員会への照会があり、前回と同様、地元委員、愛媛県地方局の担当職員、事務局職員で現地調査を行い、一筆のみ農地、他の10筆は非農地で、愛媛県においては原状回復命令を出さないという報告をいたしました。</p> <p>なお、今後も、北梅本町産廃埋め立て地に対する法務局照会があると思われませんが、その都度、前回及び今回と同様の処理を行いたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>片山剛主査</p> | <p>私の方から、連絡事項等がございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、農業委員会活動記録ノートの提出についてですが、委員の皆様には、今年の1月から12月までの活動状況を御記入いただいている活動記録ノートをお配りしておりますが、これを回収させていただきたいと思っておりますので、来年1月の次回の第178回総会で御提出いただきますようよろしくお願いいたします。もし御都合により、遅れる場合につきましては、お近くの市役所の支所から御提出いただいてもかまいませんが、提出する前に私の方まで御連絡いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、委員研修会を来年1月31日、木曜日に農業委員の皆様と推進委員の皆様を対象に開催する予定でございます。案内については日時等、詳細を記した案内文についてまた後日送付させていただきますので、御出席をお願いできればと思います。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>皆様のお手元にお配りしているものの中に、来年の委員手帳と活動記録ノートをお配りしておりますので、来年の活動の際に御活用いただけたらと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | 他に、事務局ないでしょうか。 |
| 若江 俊二 局長 | 次回開催は、1月10日になります。 |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方から事務連絡がありました。本日で、今年の総会は最終となります、委員の皆様には1年間大変お世話になりましたが、この1年を振り返って、会の進め方や、その他、お気づきの点がございましたら承りたいと思います。何でも結構です。</p> |
| 松下 長生 委員 | ちょっといいですか。 |
| 渡部 泰明 会長 | はい、松下委員。 |
| 松下 長生 委員 | <p>すみません。事務局の方で、農地の1種農地、2種農地、3種農地について、説明の中で『1種農地と思われます。』という表現がございますが、役員さんたち、支所があったり、公共施設があったりとかで、周辺の関係も含めた中で決められているんだと思いますが、どういう決められ方をされているんですか。</p> |

| | |
|----------|--|
| 渡部 泰明 会長 | 今の松下委員の質問について、事務局お願いします。 |
| 藤久 壽基 次長 | <p>松下委員が言われた農地区分の判断ということになりますが、農地区分の判断は、結論から申し上げますと、愛媛県が最終的に行います。農地転用の許可権者は愛媛県ですので、農地区分の判断も当然、愛媛県が最終的に行います。</p> <p>ただ、愛媛県も、うちから意見書が出された時に、一から調べ直していたのでは、事務がうまくいきませんので、ある程度松山市全体の調べられる所は、調査して、地図にこの辺は1種農地、この辺は2種農地、この辺は甲種農地であると地図に落とされています。調査時点での判断ではございますが、それを元に、松山市農業委員会は、これはまず1種農地、これはまず2種農地であろうと意見書に記載して、愛媛県に提出しています。そして、いろいろな資料の地図とか航空写真とかを提出して最終的に愛媛県が農地区分の判断をして、許可、不許可の判断をするという流れになっております。よろしいでしょうか。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | 松下委員よろしいでしょうか。 |
| 松下 長生 委員 | はい、ただ地区の方が一番良く知っておると思いますので、地区の農業委員に、意見を聞いた方がいいのではないかと思ったのですが、そのような決定の仕方なら、かまいませんよ。ここは、10ヘクタールあるとか、混在しているとかで、1種農地と2種農地の境をきちんとしておけばいいと思います。 |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>他にないようなので、以上で第177回総会を閉会します。この一年大変お世話になりました。</p> |

若江俊二局長

皆様、御起立をお願いいたします。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 15 分閉会